

5/19 (金)の報道発表

報道発表資料の配付日時 令和5年5月19日(金) 13時30分

発表項目	職員の懲戒処分について
概要	<p>令和5年5月19日付けで、職員の懲戒処分を行いましたので、「北海道公立大学法人札幌医科大学職員に係る懲戒処分の公表指針」に基づき、次のとおり公表します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被処分者 事務局職員（30歳代・男性） 2 懲戒処分の対象となる非違行為 職員は、給与システムを不正に操作し、令和3年8月から令和5年2月までの間、14回にわたり自己の時間外勤務及び休日勤務実績データを改ざんし、合計約77万円の手当を不正受給するなどの行為を行った。 3 処分の量定 懲戒解雇 なお、不正受給した手当全額を返還していることから、刑事告訴は行わない考えです。 4 管理監督責任 被処分者の管理監督者2名を文書により訓告処分 5 その他 本件事案を踏まえ、業務で使用するシステムの管理の徹底を図るとともに、時間外及び休日勤務の管理をより厳格に行い、勤務実態と手当の支給状況を定期的に確認するなど、再発防止に努めてまいります。
報道(取材)に当たってのお願い	<p>職員に対する懲戒処分等については、「北海道公立大学法人札幌医科大学職員に係る懲戒処分の公表指針」に基づき、職員や関係者のプライバシーを侵害しない範囲で公表します。</p> <p>○ 北海道公立大学法人札幌医科大学職員に係る懲戒処分の公表指針（抜粋）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2 公表対象 次のいずれかに該当する懲戒処分は、公表するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分 (2) 職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、懲戒解雇、諭旨解雇、降任・降格、又は停職である懲戒処分 </div>
本件に関する問い合わせ先	<p>札幌医科大学事務局総務課</p> <p>問い合わせ先 TEL (代) 011-611-2111</p> <p>担当：総務課長 保崎 (内線21100)</p> <p>副課長 川村 (内線21200)</p>